

4月1日からの雇用保険の改正について

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

雇用保険法等の一部を改正する法律の成立により、この4月から以下の通り雇用保険について変更があります。

① 雇用保険料率が変わります。【平成22年4月1日から】

平成21年度(H.21.4/1～翌3/31まで)に限り引き下げられていた雇用保険料率が平成22年4月1日から元の料率に戻り、更に雇用保険二事業(事業主負担のみ)の料率が一部引き上げられます。

4月以降支給する給料・賞与からの雇用保険料の引き去りについて変更をお願い致します。

事業の種類		平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から
1	下記2、3以外の事業（一般の事業）	11/1000 (4/1000)	15.5/1000 (6/1000)
2	農林水産業（一部の事業を除く） 及び清酒製造業	13/1000 (5/1000)	17.5/1000 (7/1000)
3	建設業	14/1000 (5/1000)	18.5/1000 (7/1000)

※下段の（ ）内の数字が本人負担分となります。

② 雇用保険の適用範囲が拡大されます。

※【①は平成22年4月1日から、②は公布の日から9ヶ月以内に施行】

① 非正規労働者（パートタイマーなどの短時間就労者）の雇用保険の適用基準について、現在「6ヶ月以上の雇用見込み」となっている加入要件が「31日以上の雇用見込み」に緩和されます。

② これまで雇用保険の遡及適用期間は「最大2年間」とされていましたが、給与明細書などにより雇用保険料を徴収されていた事が確認できれば、「2年を超えて」遡及適用が可能になります。また、これにより雇用保険料の徴収時効である2年経過後も、保険料を遡って納付する事が可能となりました。

③ 育児休業給付の見直しが行われます。【平成22年4月1日から】

① 平成22年3月末までとされていた給付率の引き上げ暫定措置（40%→50%）が当分の間延長されます。

② これまで休業期間中（30%）と職場復帰後（20%）に分けて支給されていた給付が統合されて、全額（50%）休業期間中に支給される事になります。